



熊本県公報

第13305号
令和6年(2024年)
2月13日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 道路の区域変更..... (道路保全課) 1
- 道路の区域変更..... (//) 1
- 道路の区域変更..... (//) 2
- 漁業共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立..... (団体支援課) 2
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退..... (高齢者支援課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可..... (都市計画課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除..... (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (//) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (//) 4
- 土砂災害警戒区域の指定..... (//) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (//) 6
- 土砂災害警戒区域の指定..... (//) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定..... (障がい者支援課) 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定..... (//) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定..... (//) 8

公 告

- 公共測量の実施..... (監理課) 9
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示..... (森林保全課) 9
- 熊本都市計画道路の変更に係る都市計画案の縦覧..... (都市計画課) 10
- 大津都市計画道路の変更に係る都市計画案の縦覧..... (//) 10
- 換地処分..... (農地整備課) 10

告 示

熊本県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）2月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|---|----|-------------------|--------------|-----|
| 一般国道 | 501号 | 玉名市横島町横島字大川口 3261番2地先から 玉名市天水町部田見字大道下 2660番1地先まで | 前 | 7.5 ～ 18.7 | 369.5 | 道補修 |
| | | | 後 | 12.1 ～ 34.8 | | |

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）2月13日

熊本県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）2月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|----|------------------|--------------|-----------|
| 主要地方道 | 熊本玉名線 | 玉名市天水町小天宇八鉢 7007番1地先から 同所 7013番4地先まで | 前 | 4.5 ～ 15.4 | 108.8 | 活力創出基盤交付金 |
| | | | 後 | 8.6 ～ 19.9 | | |

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)2月13日

熊本県告示第127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)2月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|---|----|--------------------|--------------|-----------|
| 一般国道 | 325号 | 阿蘇郡南阿蘇村大字立野字坂ノ上 312番1地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字北小倉山 4369番26地先まで | 前 | 8.1 ～ 52.8 | 1,068.0 | 道路区域からの除外 |
| | | | | 10.5 ～ 179.7 | | |
| | | | 後 | 10.5 ～ 179.7 | 950.0 | |

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)2月13日

熊本県告示第128号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に該当すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年(2024年)2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区 域 | 区 分 |
|-------------------------|--------------------------------|
| 天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町の地区 | 10トン未満の漁船により主として刺網及び小型定置網を営む漁業 |

熊本県告示第129号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称及び所在地 | 開設者の名称 | 辞退年月日 | サービスの種類 |
|---------------------------------|--------|------------------|---------------|
| みずたみ医院 宇城市松橋町竹崎1115 - 3 2 | 水民 和行 | 令和6年（2024年）1月30日 | 介護療養型 医療施設 |

熊本県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 水俣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 水俣都市計画道路事業3・6・13号袋インター線
- 3 事業施行期間 平成30年（2018年）8月31日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第131号

令和3年（2021年）5月25日熊本県告示第496号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|--------|--------|---------------------|-------------------------------|
| 無田の原 | 錦町西 | 別図のとおり | 土石流 | 別図のとおり |

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|---------------|--------|---------------------|-------------------------------|
| 無田の原 | 錦町西 人吉市七地町 | 別図のとおり | 土石流 | 別図のとおり |

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|--------|----------|---------------------|-------------------------------|
| 上薮B | 球磨村神瀬 | 別図1のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 四蔵 | 球磨村神瀬 | 別図2のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 大岩B | 球磨村神瀬 | 別図3のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 大岩C | 球磨村神瀬 | 別図4のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 和田 | 球磨村神瀬 | 別図5のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 蔵谷A | 球磨村神瀬 | 別図6のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 蔵谷B | 球磨村神瀬 | 別図7のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 横井B | 球磨村神瀬 | 別図8のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 蔵谷A | 球磨村渡 | 別図9のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 蔵谷B | 球磨村渡 | 別図10のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 大瀬D | 球磨村大瀬 | 別図11のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 大瀬E | 球磨村大瀬 | 別図12のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 浦野B | 球磨村渡 | 別図13のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 小谷A | 球磨村大瀬 | 別図14のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 小谷B | 球磨村大瀬 | 別図15のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 向淋C | 球磨村一勝地 | 別図16のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 田代D | 球磨村一勝地 | 別図17のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 池下 | 球磨村一勝地 | 別図18のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 中園D | 球磨村渡 | 別図19のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 中園E | 球磨村渡 | 別図20のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 椎屋B | 球磨村渡 | 別図21のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |

| | | | | |
|------|-----------------|----------|---------|----------|
| 水篠 | 球磨村渡 | 別図22のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 糸原B | 球磨村渡 | 別図23のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 糸原C | 球磨村渡 人吉市上原田町 | 別図24のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 内布 | 球磨村渡 | 別図25のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 岳本C | 球磨村一勝地 | 別図26のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 岳本D | 球磨村一勝地 | 別図27のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 岳本E | 球磨村一勝地 | 別図28のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 岳本F | 球磨村一勝地 | 別図29のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 柳詰C | 球磨村一勝地 | 別図30のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 野々原C | 球磨村一勝地 | 別図31のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 中屋 | 球磨村一勝地 | 別図32のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 中津B | 球磨村一勝地 | 別図33のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 毎床A | 球磨村三ヶ浦 | 別図34のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 那良口C | 球磨村三ヶ浦 | 別図35のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 那良A | 球磨村三ヶ浦 | 別図36のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 那良B | 球磨村三ヶ浦 | 別図37のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 那良C | 球磨村三ヶ浦 | 別図38のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 那良D | 球磨村三ヶ浦 | 別図39のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 毎床B | 球磨村三ヶ浦 | 別図40のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 大無田 | 球磨村三ヶ浦 | 別図41のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 舟戸B | 球磨村渡 | 別図42のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 島田B | 球磨村渡 | 別図43のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 別府峯B | 球磨村渡 | 別図44のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 田頭B | 球磨村渡 | 別図45のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |

(別図1から別図45までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|---------|--------|---------------------|
| 下漆田D | 人吉市下漆田町 | 別図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|---------|----------|---------------------|-------------------------------|
| 西間上I | 人吉市西間上町 | 別図1のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 東間上D | 人吉市東間上町 | 別図2のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 蟹作B | 人吉市蟹作町 | 別図3のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 蟹作A | 人吉市蟹作町 | 別図4のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 七地A | 人吉市七地町 | 別図5のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 蟹作C | 人吉市蟹作町 | 別図6のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 丸岩A | 人吉市鹿目町 | 別図7のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 丸岩B | 人吉市鹿目町 | 別図8のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 丸岩C | 人吉市鹿目町 | 別図9のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 鹿目D | 人吉市鹿目町 | 別図10のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 上永野A | 人吉市上永野町 | 別図11のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 西間上C | 人吉市西間上町 | 別図12のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 西間上H | 人吉市西間上町 | 別図13のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |

| | | | | |
|-------|----------|----------|---------|----------|
| 赤池水無B | 人吉市赤池水無町 | 別図14のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 赤池水無C | 人吉市赤池水無町 | 別図15のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 下漆田A | 人吉市下漆田町 | 別図16のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 下漆田B | 人吉市下漆田町 | 別図17のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 下漆田C | 人吉市下漆田町 | 別図18のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 上漆田D | 人吉市上漆田町 | 別図19のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 上漆田A | 人吉市上漆田町 | 別図20のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 上漆田B | 人吉市上漆田町 | 別図21のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 上漆田C | 人吉市上漆田町 | 別図22のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 永業A | 人吉市上永野町 | 別図23のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 永業B | 人吉市上永野町 | 別図24のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 木地屋F | 人吉市木地屋町 | 別図25のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 木地屋G | 人吉市木地屋町 | 別図26のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 木地屋H | 人吉市木地屋町 | 別図27のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 赤池水無A | 人吉市赤池水無町 | 別図28のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 上田代D | 人吉市上田代町 | 別図29のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 大畑麓町E | 人吉市大畑麓町 | 別図30のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 大畑F | 人吉市大畑町 | 別図31のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 小川内A | 人吉市大畑麓町 | 別図32のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 小川内B | 人吉市大畑麓町 | 別図33のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 小川内C | 人吉市大畑麓町 | 別図34のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 上田代C | 人吉市上田代町 | 別図35のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 下漆田E | 人吉市下漆田町 | 別図36のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |

(別図1から別図36までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第136号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第

57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------------|---------|---------------------|
| 田浦 | 芦北町田浦 | 別図1のとおり | 地滑り |
| 小田浦 | 芦北町小田浦 芦北町海浦 | 別図2のとおり | 地滑り |
| 山神 | 芦北町高岡 | 別図3のとおり | 地滑り |
| 岩屋川内 | 芦北町大岩 | 別図4のとおり | 地滑り |

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---------------------------------|----------------------------------|---------|-----------------|
| 共生型デイサービス はなむれ 玉名郡和水町萩原73番地1 | 株式会社福心 玉名郡和水町萩原87番地3 杉本 慎也 | 生活介護 | 令和6年(2024年)2月1日 |

熊本県告示第138号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|---------------------------------|----------------------------------|-----------------|----------------|--------------|
| 共生型デイサービス はなむれ 玉名郡和水町萩原73番地1 | 株式会社福心 玉名郡和水町萩原87番地3 杉本 慎也 | 令和6年(2024年)2月1日 | 435110 0187 | 指定放課後等デイサービス |

熊本県告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------|---------------|---------|-------|
|-------------|---------------|---------|-------|

| | | | |
|---------------------------------|--|------|-------------------------|
| | の所在地及び代表者の氏名 | | |
| 生活介護事業所 皇雅苑 菊池市隈府1298番地 9 | 株式会社BELLEZZA LUNA 合志市豊岡2146番地29 高垣 美月 | 生活介護 | 令和6年 (2024年)2月 1日 |

公 告

熊本県公告第99号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年(2024年)2月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|---------------------------|--|----------|
| 公共測量(地下水位観測井の標高及び緯度経度の測量) | 令和6年(2024年)1月29日から 令和6年(2024年)2月29日まで | 菊池郡菊陽町原水 |

熊本県公告第100号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を天草市役所に掲示する。

令和6年(2024年)2月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

大楠土地改良区、有限会社 有明精機、川口 孝幸、川端 徳、福田 諭、福田 秋水、山口 運、藤川 ミチ子、松元 優二、上原 和之、上原 光二郎、赤崎 迫共郎、荒木 秋男、荒木 喜代松、荒木 源治、荒木 清太郎、池崎 英吾、岩下 敬二、岩下 秋太郎、岩下 順作、岩下 惠、大堂 行次、大堂 行次、鬼池 宇郎次、鬼池 琴次、鬼池 琴次、金子 重雄、川端 里、小場 勇太郎、小場 勘六、小場 好三、小場 サモ、小場 宅平、小場 二五郎、小場 松太郎、竹内 金次、竹内 甚作、竹内 清四郎、竹内 久、竹内 久、竹田 金平、中元 銀造、中元 三太郎、中元 トメ、中元 久、中元 福松、中元 彌七、中元 實、歳嶋 一成、平元 彦七、平元 福松、平元 藤作、平元 万六、福田 一郎、福田 實作、藤川 公則、藤川 國太郎、藤川 通、藤川 哲朗、藤川 哲朗、藤川 信治、藤川 治雄、藤川 普、藤川 藤市、藤川 平太郎、藤川 茂岡、松岡 才吉、松岡 傳作、松岡 ツミ、松岡 直平、松岡 久八、松岡 文雄、松岡 平八、松岡 サクノ、松岡 富士太郎、松元 折平、松元 喜八、松元 初次、松元 武雄、松元 太助、松元 照、松元 輝満、松元 藤八、松元 義春、山川 伊佐次、山川 伊惣太、山川 作松、山川 鉄三、山川 寅市、山川 藤四郎、山川 又八、山口 時由、山口 由明、和泉 経信、大窪 泉治郎、大窪 キミ子、岡崎 勇、坂井 信子、笹野 靖夫、島田 菊太郎、島田 吉太郎、島田 秀三、島田 正枝、高戸 梅次郎、鶴田 勝喜、森 道晴、吉田 正、赤城 杉雄、荒木 荒治、池田 久吉、池田 正朔、井上 カズエ、今福 利男、上原 陽一、浦田 秋雄、沖田 嘉吉、沖田 利明、川口 廣志、河内 道人、久保 進一郎、小谷 久爾夫、五島 巖、五嶋 文夫、柴田 亀雄、柴田 繁徳、砂岡 武敏、勢溜 和男、園田 千代美、園田 正人、高戸 孝廣、田中 博道、谷口 ヤスノ、津崎 俊明、津崎 六郎、鶴田 房枝、歳田 泰徳、中野 順太郎、永野 信太郎、中野 末義、永野 善盛、中野 房市、中野 藤作、中野 學、中野 實、中村 辰夫、新納 亀一、西村 貞女、橋本 平治、光崎 重男、平田 才一郎、廣野 泰、松岡 昭二郎、松崎 テノ、松崎 ヒサエ、松下 清、松本 イチ、松本 雅博、松本 雄一朗、柳 登美夫、山川 丹治、山口 國弘、山下 守幸、山隅 留代、山隅 秀次郎、林 法磨、脇山 河内 孝雄、口高根組、小島 タカ、松島 軍、松田 達也

2 通知の趣旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和6年(2024年)1月12日付け熊本県告示第21号による。

熊本県公告第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、合志市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和6年（2024年）2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 都市計画の変更に係る土地の区域
合志市大字竹迫字東岩迫、字西岩迫、字北鳥越、字宇土、字向五本松、字坂ノ上、大字幾久富字下砂土原、字上請地、字中原、字笹山、大字上庄字高見、字壺ノ口、字喜瀬ノ上、字中原、字中野、字揚土、字田久保、字境目、字豆ヶ原、字大坪、大字栄字豆原、字碩本、字北受、字石本、字中野、大字合生字辻久保、字汐浸、字辻原、字小合志原、大字御代志字亀甲、字宅地、字天神免、字古屋敷、大字野々島字沖田、字中原、字枇把田、字野田原、字矢具原、字芝原、字駄飼場、字丸内、字辨天前、字前原及び字木原野の各一部
- 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課及び合志市都市建設部都市計画課
- 縦覧期間
令和6年（2024年）2月13日から令和6年（2024年）2月27日まで（行政機関の休日を除く。）

熊本県公告第102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、大津町の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和6年（2024年）2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 都市計画の種類
大津都市計画道路
- 都市計画の変更に係る土地の区域
大津町大字杉水字中津、字二ノ迫、字一ノ迫、字東岩迫、字長山、字下源場及び字飛宮の各一部
- 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課及び大津町都市整備部建設課
- 縦覧期間
令和6年（2024年）2月13日から令和6年（2024年）2月27日まで（行政機関の休日を除く。）

熊本県公告第103号

県営貝洲地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和6年（2024年）2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫